

東臼杵農林振興局における競争的資金等の管理・監査に関する基本方針

令和4年12月19日
東臼杵農林振興局

1 趣旨

この方針は、東臼杵農林振興局が国又は国が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という。)の効果的かつ効率的な活用、円滑な運用及び適正な管理を図るため、必要な事項を定める。

2 管理・監査体制等

(1) 機関内の責任体系の明確化について

- ①最高管理責任者は局長とする。最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。
- ②統括管理責任者は次長(総括)、次長(農政担当)及び次長(林務担当)とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③コンプライアンス推進責任者(部局責任者)は総務課長を除く9課長・2駐在所長とする。コンプライアンス推進責任者は、各課・各駐在所における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任を持つ。
- ④コンプライアンス推進副責任者は総務課長とし、経理事務について実質的な責任を持つ。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備について

- ①競争的資金等の事務処理は、地方自治法、宮崎県財務規則、職員の旅費に関する条例、物品の購入等の事務に関する規則等、関係法規に基づき適正に処理する。
- ②事務処理手続きに関する相談受付窓口は、総務課とする。

連絡先:電話 (0982-32-6134)、FAX (0982-32-6139)

電子メール (higashiusuki-norin@pref.miyazaki.lg.jp)

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

- ①不正防止計画推進部署を設置する。次長(総括)を長とし、総務課・農政水産企画課の職員を構成員とする。

(4) 競争的資金等の適正な運営・管理活動について

- ①要求発注・検査業務を分離しチェック体制を整える。

○要求発注業務

各課・駐在が要求し、総務課において発注及び支払いを行う。

○検査業務

部局責任者が事前に職員を検査員に下命し検査を行う。

- ②不正な取引に関与した業者への対応については、物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱により取り扱う。

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立について

- ①使用ルール等に関する相談受付窓口は、総務課とする。

連絡先:電話 (0982-32-6134)、FAX (0982-32-6139)

電子メール (higashiusuki-norin@pref.miyazaki.lg.jp)

- ②通報(告発)の受付窓口は、宮崎県職員公益通報制度に基づくものとする。

(6) モニタリングの在り方について

- ①東臼杵農林振興局職員は機関全体で競争的資金等の適正な取扱いに努める体制を整える責務を負うものとする。
- ②機関全体の視点からの監査体制は、宮崎県監査委員条例、宮崎県監査委員監査規程によるものである。